

電子的医療情報連携体制整備加算に 係る院内掲示

当院は、オンライン資格確認を行なう体制を有し、マイナ保険証による診療情報等または問診票等を通して、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

当院は医療 DX の推進に伴い下記の加算を算定しております。

【電子的診療情報連携体制整備加算 3（初・再診時）】

- | | |
|---------------|----|
| ○ 初診時（1ヶ月に1回） | 4点 |
| ○ 再診時（1ヶ月に1回） | 2点 |

【電子的診療情報連携体制整備加算 1（入院基本料等加算）】

- | | |
|--------|------|
| ○ 入院初日 | 160点 |
|--------|------|

※ マイナ保険証の利用の有無にかかわらず
今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用
にご協力をお願いいたします。

令和8年6月1日

病院長